

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【公表番号】特表2010-522204(P2010-522204A)

【公表日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【年通号数】公開・登録公報2010-026

【出願番号】特願2009-554740(P2009-554740)

【国際特許分類】

C 07 D 471/08	(2006.01)
A 61 K 31/439	(2006.01)
A 61 P 25/28	(2006.01)
A 61 P 25/14	(2006.01)
A 61 P 25/18	(2006.01)
A 61 P 25/04	(2006.01)
A 61 P 25/00	(2006.01)
A 61 P 25/16	(2006.01)
A 61 P 43/00	(2006.01)

【F I】

C 07 D 471/08	C S P
A 61 K 31/439	
A 61 P 25/28	
A 61 P 25/14	
A 61 P 25/18	
A 61 P 25/04	
A 61 P 25/00	
A 61 P 25/16	
A 61 P 43/00	1 2 3
A 61 P 43/00	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月16日(2011.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

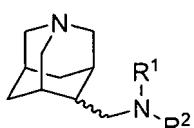
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記式(I)：

【化1】



(I)

[式中、

R¹は、水素またはC<sub>1</sub>~<sub>6</sub>アルキルであり；

$R^2$  は、 - C(=O) - A、 - A、 - (C<sub>n</sub>R<sup>x</sup> R<sup>y</sup>)<sub>t</sub> - A または - C(=O) - (C<sub>n</sub>R<sup>x</sup> R<sup>y</sup>)<sub>t</sub> - A であり；

A は、アリール、ヘテロアリール、複素環、シクロアルキルまたはシクロアルケニルであり；

t は各場合で、1、2、3、4 または 5 であり；および

$R^x$  および  $R^y$  は各場合で、独立に水素、ハロゲン、アルキルまたはハロアルキルである] の化合物、または該化合物の製薬上許容される塩、アミドもしくはプロドラッグ。

#### 【請求項 2】

$R^2$  が - C(=O) - A である、請求項 1 に記載の化合物または該化合物の製薬上許容される塩、アミドもしくはプロドラッグ。

#### 【請求項 3】

$R^2$  が - A である、請求項 1 に記載の化合物または該化合物の製薬上許容される塩、アミドもしくはプロドラッグ。

#### 【請求項 4】

$R^2$  が - (C<sub>n</sub>R<sup>x</sup> R<sup>y</sup>)<sub>n</sub> - A である、請求項 1 に記載の化合物または該化合物の製薬上許容される塩、アミドもしくはプロドラッグ。

#### 【請求項 5】

$R^1$  が水素または C<sub>1</sub> - C<sub>6</sub> アルキルであり；および

$R^2$  が - C(=O) - (C<sub>n</sub>R<sup>x</sup> R<sup>y</sup>)<sub>t</sub> - A である、請求項 1 に記載の化合物または該化合物の製薬上許容される塩、アミドもしくはプロドラッグ。

#### 【請求項 6】

前記化合物が、

N - [(4r)-1-アザトリシクロ[3.3.1.1<sup>3</sup>.<sup>7</sup>]デク-4-イルメチル]-5-クロロ-1H-インドール-2-カルボキサミド；

N - [(4s)-1-アザトリシクロ[3.3.1.1<sup>3</sup>.<sup>7</sup>]デク-4-イルメチル]-5-クロロ-1H-インドール-2-カルボキサミド；

N - [(4s)-1-アザトリシクロ[3.3.1.1<sup>3</sup>.<sup>7</sup>]デク-4-イルメチル]-5-フルオロ-1H-インドール-2-カルボキサミド；

N - [(4r)-1-アザトリシクロ[3.3.1.1<sup>3</sup>.<sup>7</sup>]デク-4-イルメチル]-1H-インドール-5-カルボキサミド；および

N - [(4s)-1-アザトリシクロ[3.3.1.1<sup>3</sup>.<sup>7</sup>]デク-4-イルメチル]-1H-インドール-5-カルボキサミド

からなる群から選択される、請求項 1 に記載の化合物または該化合物の製薬上許容される塩、アミドもしくはプロドラッグ。

#### 【請求項 7】

治療上有効量の請求項 1 に記載の化合物または該化合物の製薬上許容される塩、アミドもしくはプロドラッグを投与する段階を有する、状態、障害もしくは欠損が記憶障害、認識障害、神経変性および神経発達障害からなる群から選択される、7ニコチン性アセチルコリン受容体、4-2ニコチン性アセチルコリン受容体または7および4-2の両方のニコチン性アセチルコリン受容体によって調節される状態、障害もしくは欠損の治療または予防方法。

#### 【請求項 8】

処置を必要とする対象者に対して、請求項 1 に記載の化合物または該化合物の製薬上許容される塩、アミドもしくはプロドラッグを投与する段階を有する、軽度認識障害、加齢性記憶障害(AAMI)、老年性認知症、AIDS 認知症、ピック病、レビ小体関連の認知症、ダウン症候群関連の認知症、筋萎縮性側索硬化症、ハンチントン病、禁煙、統合失調性感情障害、双極性障害および躁障害、外傷性脳損傷関連の CNS 機能低下、急性疼痛、術後疼痛、慢性疼痛および炎症性疼痛からなる群から選択される障害の治療方法。

#### 【請求項 9】

処置を必要とする対象者に対して、請求項 1 に記載の化合物または該化合物の製薬上許

容される塩、アミドもしくはプロドラッグを投与する段階を有する、注意欠陥障害、注意欠陥過活動性障害（A D H D）、アルツハイマー病（A D）、パーキンソン病、トウレット・シンドローム、統合失調症および統合失調症関連の認知障害（C D S）からなる群から選択される障害の治療方法。

【請求項 1 0】

処置を必要とする対象者に対して、請求項 1 に記載の化合物または該化合物の製薬上許容される塩、アミドもしくはプロドラッグと、1 以上の非定型抗精神病薬と、を投与する段階を有する、統合失調症および統合失調症関連の認知障害（C D S）またはそれらの組み合わせからなる群から選択される障害の治療方法。

【請求項 1 1】

1 以上の製薬上許容される担体と組み合わせて、治療上有効量の請求項 1 に記載の化合物または該化合物の製薬上許容される塩、アミドもしくはプロドラッグを含む、医薬組成物。

【請求項 1 2】

1 以上の非定型抗精神病薬をさらに含む、請求項 1 1 に記載の医薬組成物。